



佐賀県公報

平成19年
6月20日
(水曜日)
第12919号

(◎は、県例規集に登載するもの)

目次

- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 一
- 土地改良区役員の就任届 (農地整備課) 一
- 選挙管理委員会事項
- 不在者投票のひびく実施の指定の一部改正 (告示・五四) 一
- 選挙及び空気銃の取扱に関する講習会の開催 (公告) 二

○ 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年6月20日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西松浦郡有田町上本字保立乙3176番1、3193番2、3193番3、3194番、3195番1、3197番1、3197番3及び3198番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪市住之江区北加賀屋4丁目7番6号
赤尾鋼材株式会社 代表取締役 赤尾亜弥

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東脊振村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成19年6月20日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	直塚 清秋	神埼郡吉野ヶ里町石動912番地の1	平成19年4月15日退任
"	大隈 清秋	" " " 1587番地	"
"	野中 博文	" " " 三津868番地	"
"	古川 博之	" " " 大曲4147番地2	"
"	北村 直	" " " 1854番地	"
"	中村 英記	" " " 2727番地	"
"	中島 武俊	" " " 1454番地	"
"	多良 正裕	" " " 松隈65番地	"
監事	迎 貞生	" " " 三津2255番地	"
"	伊東 邦弘	" " " 大曲61番地	"
理事	上瀧 高範	" " " 石動728番地1	平成19年4月16日就任
"	大隈 清秋	" " " 1587番地	"
"	野中 博文	" " " 三津868番地	"
"	古川 博之	" " " 大曲4147番地2	"
"	北村 一成	" " " 1823番地	"
"	榎本 利憲	" " " 2756番地	"
"	高尾 重信	" " " 1484番地	"
"	江頭 正則	" " " 箱川1429番地	"
監事	佐藤 勝行	" " " 石動3364番地8	"
"	小林 宏	" " " 大曲1932番地2	"

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第五十四号

不在者投票のできる施設の指定（昭和四十八年佐賀県選挙管理委員会告示第

十七号)の一部を次のように改正する。

平成十九年六月二十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 病院の表中

医療法人好古堂すむのさと高尾病院

鳥栖市高田町二二〇一

を

医療法人好古堂すむのさと高尾病院

鳥栖市高田町二二〇一

に改める。

医療法人社団如水会今村病院

鳥栖市轟木町一五二三番地六

二 老人ホームの表中

玄海町特別養護老人ホーム玄海園

東松浦郡玄海町大字新田一八〇九番地一四

を

特別養護老人ホーム玄海園

東松浦郡玄海町大字平尾四三二番地八

に改める。

三 身体障害者支援施設の表中

社会福祉法人長興会身体障害者療護施設長光園

佐賀市兵庫南二丁目一六番三九号

を

社会福祉法人長興会長光園障害者支援センター

佐賀市兵庫南二丁目一六番三九号

に改める。

○ 公安委員会事項

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3の規定により、
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成19年6月20日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

1 初心者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成19年7月19日(木曜日) 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部
平成19年9月21日(金曜日) 午前9時から午後5時まで	〃

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成19年7月10日(火曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成19年8月3日(金曜日) 午後1時から午後4時まで	唐津市坊主町433番地1 佐賀県唐津総合庁舎
平成19年9月14日(金曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎

3 その他

- (1) 初心者講習会は、初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行います。
- (2) 経験者講習会は、猟銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとする者に行います。
- (3) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に本人の写真(提出前6月以内

に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの)2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。

(4) 講習会の開催日については、会場の都合により変更となる場合がありますので、申込みの際に確認してください。

(5) 講習会に関する問い合わせ先

この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活環境課(電話代表0952-24-1111 内線3173)又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全・刑事課にお問い合わせください。

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年六月二十日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

